

【後期高齢者医療】

限度額適用認定証の更新について

現在お持ちの限度額適用認定証の有効期限は**令和4年7月31日**です。

○限度額適用認定証の更新について

課税所得145万円以上690万円未満の被保険者及び同世帯の被保険者は、後期高齢者医療限度額適用の申請により後期高齢者医療限度額適用認定証が交付されます。

医療機関などで受診される際には、後期高齢者医療限度額適用認定証を医療機関などに提示することで、窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。

現在、認定証をお持ちの人で引き続き該当する場合には、新しい認定証を被保険者証に同封し7月下旬に送付しますので、再度申請の手続きは必要ありません。

ただし、世帯に前年の所得を申告していない被保険者がいる場合、新しい認定証は送付されませんので、住民税申告を行ってください。

また、更新をしない場合でも、交付申請は随時受付しています。

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
住所	見本
氏名	
生年月日	
発効期日	
適用区分	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	岡山県後期高齢者医療広域連合 見本

【窓口での自己負担限度額】

所得区分		自己負担限度額(月額)	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者Ⅲ	住民税の課税所得(各種控除後)が 690万円以上の 被保険者及び同世帯の被保険者	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1% [140,100円] (注1)	
現役並み 所得者Ⅱ	住民税の課税所得(各種控除後)が 380万円以上の 被保険者及び同世帯の被保険者	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1% [93,000円] (注1)	
現役並み 所得者Ⅰ	住民税の課税所得(各種控除後)が 145万円以上の 被保険者及び同世帯の被保険者	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1% [44,400円] (注1)	

(注1) 過去12か月以内に世帯単位で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額

お問い合わせ先

鏡野町健康推進課 医療保険係 担当:村島・小椋・小林 電話(0868)54-2025
岡山県後期高齢者医療広域連合 電話(086)245-0090